

# JFA標準仲介人契約書 (クラブ用)

仲介人

(氏名).....(以下、「仲介人」という。)

(会社名).....

(住所).....

および

クラブ

(クラブ名).....(以下、「クラブ」という。)

(住所).....

は、仲介人契約を、下記の通り締結することに同意した。

## 1. 期間

本契約の有効期間は、.....年.....月.....日から.....年.....月.....日までとする。

(合計.....ヶ月間) ※最長 24 ヶ月

## 2. 依頼事項

(1) 依頼する行為 (以下いずれか該当するほうに☑マークを付ける)

クラブは、仲介人に対し、

- クラブのために選手と選手契約の交渉をすることを依頼する。
- クラブのために移籍合意に関する交渉をすることを依頼する。

(2) 独占・非独占の別 (いずれか該当するほうに☑マークを付ける)

クラブによる仲介人への依頼は、当該仲介人のみに

- 独占的であり、他の仲介人には依頼しない。
- 非独占的であり、他の仲介人にも依頼する。

(3) 限定・非限定の別 (いずれか該当するほうに☑マークを付ける)

クラブは、仲介人へ依頼する行為を

- 限定しない。
- 下記に定める範囲に限定する。

※依頼する範囲を、以下に具体的に記載すること

(例) X 選手(x 年 x 月 x 日生まれ)の当クラブへの移籍に関するクラブ A と交渉

.....  
.....  
.....

3. 報酬

クラブは、仲介人に対し、次の報酬を支払う。

(1) 金額

クラブは、仲介人に、総額 ..... の報酬を支払う。

(2) 支払方法（以下、いずれか該当するほうに☑マークを付ける）

一括支払

年賦支払

4. 契約の解除

クラブ又は仲介人は相手方に書面により通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。ただし、相手方に損害が発生した場合には、解除を通知した当事者は相手方に対して損害賠償義務を負う。

5. その他の同意事項

JFA の仲介人に関する規則に基づき、本契約及び本契約を補完するためのその他の合意書の写しを、JFA に提出しなければならない。

6. 強行法規

当事者らは、FIFA、JFA、大陸連盟、各国協会の規程、規則、指令及び決定並びに日本を含む各国の法令を遵守することに合意する。

7. 紛争解決

(1) 本協会の解釈または本契約の履行に関して、クラブと仲介人との間に紛争が生じたときは、クラブ及び仲介人が、その都度、誠意を持って協議の上解決する

(2) 前項の協議を申し入れた後 30 日を経過しても紛争が解決しない時は、クラブ又は仲介人は、JFA の規程の定めにより、JFA の裁定委員会に和解あっせんを求めることができる。

本契約書は、2 通署名され、仲介人及びクラブがそれぞれ一部ずつ保管する。

場所と日付： .....

仲介人：

クラブ：

.....  
(署名)

.....  
(署名)